

# 大阪市の「職員の政治的行為の制限に関する条例案」、 「労使関係に関する条例案」に対する連合大阪法曹団声明

- 1 2012年7月6日、橋下徹大阪市長は、大阪市会に「職員の政治的行為の制限に関する条例案」（職員政治規制条例案）、「労使関係に関する条例案」（労使関係条例案）を提案した。

これらは、憲法により保障され、下位規範である法律や条令では制限することが許されない基本的人権を侵害する違憲条例であり、速やかに廃案を求める。

労働組合は、社会の公正を支える重要な装置であり、政治活動の自由と団結権の保障とは民主主義の根幹である。しかし、橋下市長の就任以来の労働組合攻撃は大阪市だけに止まらず、社会における労働組合の活動を否定し、働く者の連帯を危機に陥れようとするものである。

- 2 職員政治規制条例案は、地方公務員法36条2項5号に基づき政治的行為を定めるとし、国家公務員に対する人事院規則14-7と同様に規制を拡大しようとするものである。

政治活動は民主主義社会において最も基本的かつ最大限尊重されねばならない重要な権利である。地方自治体の業務の公正な運営、政治的中立性を守る目的があるとしても、公務員に対するその制限は必要最小限でなければ、憲法19条及び21条に違反する。

国家公務員に対する規制は広汎に過ぎることが指摘されてきたところであり、2010年3月29日、東京高裁において違憲判決がなされている。

さらに、職員政治規制条例案は、「内閣の答弁の趣旨を踏まえ」、違反した場合、「原則として懲戒処分として免職の処分をする」と明記している。上記内閣答弁は、1950年の地公法制定当時の提案理由において「職員の政治的行為の制限の違反に対しては、懲戒処分により地方公務員たる地位から排除することをもって足る」と説明されていたことを曲解するものであり、その趣旨は、「罰則を設けることができるか」との質問に対して、罰則を設けることはできないことの理由として言及されたものである。

職員政治規制条例案は、政治的行為の重要性に対する基本的な認識を欠き、憲法、地方公務員法に違反するもので、懲戒免職を原則とするのは違法無効であるが、これにより、職員の政治活動に対する萎縮効果を狙ったものと考えられ、極めて悪質である。

- 3 労使関係条例案は、「適正かつ健全な労使関係の確保を図り、もって市政に対する市民の信頼を確保するため」という理由で提案されているが、違憲、違法と断ぜざるを得ない。このような条例が今必要とされるのか、根拠が全く不明である。具体的な事実に基づかず、あたかも現在「不正常的な労使関係」があるとの前提で、ただ労働組合の存在、活動にいたずらに制約のみを加えようとするものである。

労使関係条例案には、以下に指摘するとおり憲法、労働組合法、地方公務員法に違反する疑いがある。

① 交渉に関する不当な制約

「交渉事項」を定めつつ、交渉対象にできない極めて広範な「管理運営事項」を規定している。この規定からすれば、本来の交渉事項の多くが管理運営事項とされ、団体交渉が拒否されるおそれがある。

② 「管理運営事項」についての「意見交換」の禁止

「管理運営事項」に該当する事項であっても、現場の意見を的確かつ効率的に収集し、反映させるためには、労働組合との協議ないし意見交換は不可欠である。しかるに、懲戒処分の強制力をもって、意見交換までも全面的に禁止することは、市政の円滑な推進を不可能とする。

③ 交渉の全面的公開

率直な意見交換のためには公開しないことが相当な場合があり、当事者が同意しないものまで、例外なく全てを公開することは、交渉権保障の趣旨に反する。しかも、条例案では交渉の実施方法について当局が一方的に決定するものとされており、違反者には懲戒処分を科すことで強制していることからする。

④ 労働組合内部運営に対する不当な干渉

適正な労使関係の確保と称して、労働組合に対する不当な干渉の根拠を与えようとしている。人事委員会が職員団体に対して、収支報告書の提出を求めることができる規定しているが、明らかに支配介入の不当労働行為となるものである。

⑤ 組合活動に一切の便宜供与を行わないとしていること

労働組合等の組合活動に対して、今後一切の便宜供与を行わないとしている。実施されている便宜供与は団結承認の法的効果が及び、「ILOの企業における労働者代表に与えられる保護及び便宜に関する条約（第135号）」で労働組合に認められている権利であって、労使協議により決定すべきものである。一切の便宜供与を認めないことを予め宣言することは団結権を否認するものである。条例案に定める「経過措置」によれば、「現に締結されている労働協約に基づき本市が行う便宜の供与については、当該労働協約が締結されている間に限り、第12条の規定は適用しない」としている。この規定は、あたかも現在実施されている「便宜供与」は継続するかの如き印象を与えるが、この間大阪市が行っていることは、便宜供与を合意した労使協定に期限が付されている場合はその更新を拒絶することであり、また、期限の付されていない協約に関しては、協約の破棄を仄めかしている。橋下市長は、「便宜供与」の根拠となっている協定・協約を破棄し便宜供与全てを廃止することを画策していると思えるを得ない。

4 労使間の問題は、本来、相互理解の上にならざるに交渉を重ねることにより合意形成し解決されねばならない。

労働組合、労働組合員を敵視し、労使関係をいたずらに硬直化させ、労働者の団結権、団体交渉権を不当に一方的に制約し、ひいては市民生活に悪影響を及ぼすこととなる今回の条例案は直ちに廃案とされねばならない。

以上

2012年7月19日

連合大阪法曹団